

大湊村重層的支援体制整備事業実施計画

令和6年12月

大湊村福祉保健課

はじめに

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が2021（令和3）年4月より始まりました。

この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することにより、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」をめざすものです。

大湊村で行う重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等を作るわけではなく、村全体の支援関係機関が既存の取り組みを活用して、「包括的な支援体制」を構築することによって、第2期大湊村地域福祉計画で目標とする「一人ひとりが主役となり、お互い様の気持ちで支え合う、みんなが元気に楽しく暮らす村」の実現をめざすものです。今年度までの取り組み状況等を踏まえ、次年度以降の重層的支援体制整備事業の推進について見直しを行って進めてまいります。

※重層的支援体制整備事業とは

2021（令和3）年4月1日施行の改正社会福祉法において、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。

（第106条の4第2項）

1. 計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることが規定されており（社会福祉法第106条の5）、実施計画はその規定に基づき策定するものですが、本村においては、地域福祉を推進するための計画である「第2期大潟村地域福祉計画」（令和元年～8年）の中に位置付けています。この計画では、基本施策1において「ともに支え合う地域づくりの推進」を掲げ、包括的な相談支援体制の構築として、「社会福祉協議会に『なんでも相談支援センター』を設置し、複合的な課題や制度の狭間にあるような課題を抱える方の相談を丸ごと受け止め、関係する多機関が連携してその解決にあたる包括的な相談支援体制の構築を図ります。また、多機関の協働による包括的な支援事業をベースとした『重層的支援体制整備事業』の実施に向けた体制を構築します。」と定めています。

さらに、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康づくり行動計画などの福祉分野の計画との整合性も図った内容となっています。

第2期大潟村地域福祉計画

基本施策1 とともに支え合う仕組みの構築

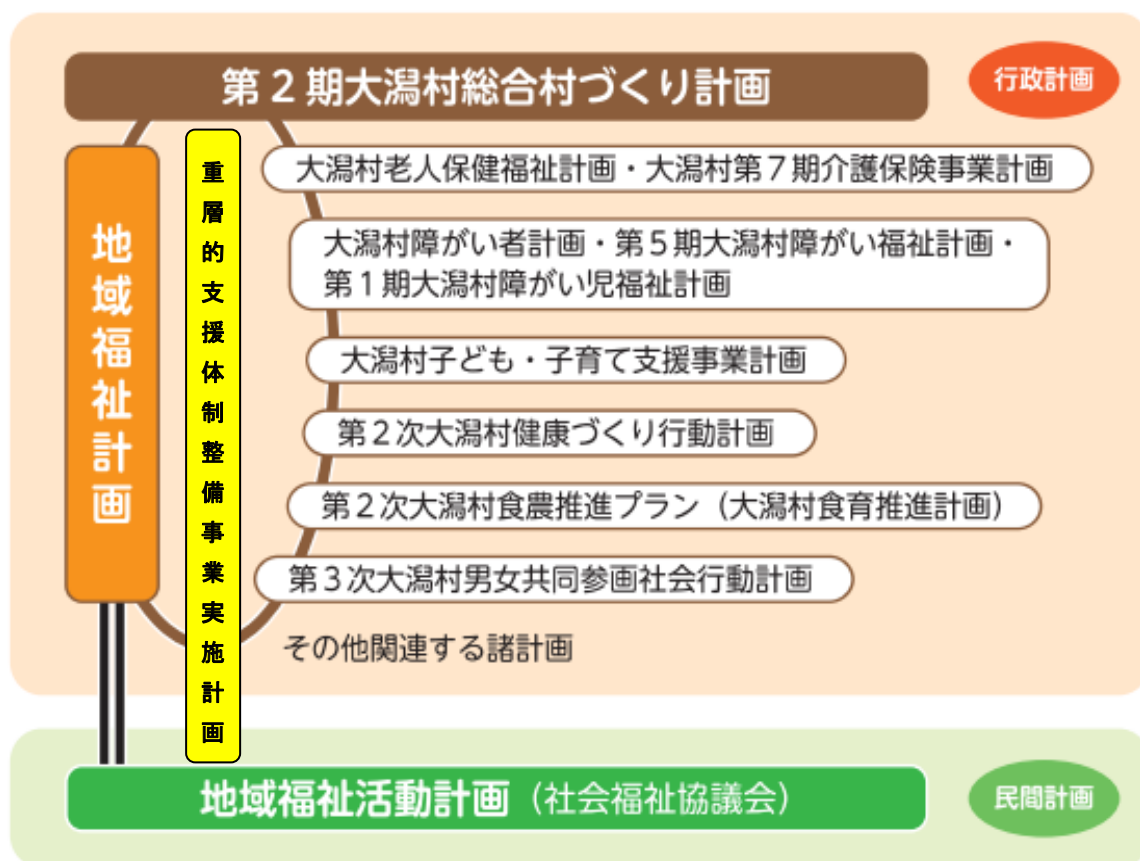
（1）地域でともに支え合う仕組みづくりの構築

1）相談支援体制の充実

包括的な相談支援体制の構築

○高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや障がい者の相談支援事業、保健センター、子育て支援センターにおいて、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど各分野における相談体制の充実を図ります。

○社会福祉協議会に『なんでも相談支援センター』を設置し、複合的な課題や制度の狭間にあるような課題を抱える方の相談を丸ごと受け止め、関係する多機関が連携してその解決にあたる包括的な相談支援体制の構築を図ります。また、多機関の協働による包括的な支援事業をベースとした『重層的支援体制整備事業』の実施に向けた体制を構築します。



第2期大湊村地域福祉計画 P10 抜粋

3. 計画の評価

本実施計画は、第2期大湊村地域福祉計画の進行管理と同様に、年度ごとに評価を行います。

進行管理の手法は、PDCAサイクルにより、計画の策定・推進母体である「地域福祉計画推進会議」に定期的に諮りながら、実施計画の見直しの方向性や内容を決定します。

4. 本村の取組み

本村における、重層的支援体制整備事業を実施するための取組みは、次のとおりです。

＜大湊村重層的支援体制整備事業庁内連携会議の開催＞

重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、令和5年度に庁内関係職員と社会福祉協議会で構成される「大湊村重層的支援体制整備事業庁内連携会議」を開催しました。連携会議では、令和6年に本格移行となる重層事業の事業概要の理解や庁内連携方法に関する検討、総合相談窓口に関する検討等を行い、村の目指すべき方向性や地域の課題等について協議を行いました。

＜ワンストップ型の総合相談窓口の設置＞

本村では、これまで福祉に関する相談は、高齢・障がい・子育て・生活困窮などの分野ごとに対応し、担当課のみでは対応が困難なケースについては、関連する課や社会福祉協議会へつなぐことで対応をしてきました。しかし、これまでの支援体制では、複雑化・複合化したニーズに対応しきれないケースがあったことから、住民の困りごとに対し、“断らない相談”“属性を問わない相談”体制を強化するため、平成28年9月から、ワンストップ型の総合相談窓口（なんでも相談支援センター）を設置し、本人やその世帯に寄り添い、伴走支援を行うことで、世代や属性を超えたニーズへ対応していくこととしました。

＜多機関協働事業＞

本村においては、平成28年度から国のモデル事業である「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を受託し、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決するためのコーディネートに取り組んでまいりました。社会福祉法の改正により「多機関協働事業」として法定化されたことに伴い、複合的な課題を抱え、課題の解きほぐしが求められるケースについては、アセスメントを実施し、支援関係機関間の役割分担の整理や支援の方向性の整理を行うなど、ケース全体の調整機能を持つ重層的支援体制整備事業の中核的役割を担う事業です。

＜重層的支援会議・支援会議＞

重層的な支援体制には、多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場の機能が求められます。「重層的支援会議」は、「多機関協働事業」において実施し、関係機関間の連携や支援プランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討し、必要に応じて随時開催できることとします。

「支援会議」は、社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、村が実施し、相談者の予防的・早期の支援体制の検討が求められるにもかかわらず、本人の同意を得られないために体制整備が進まない場合など、会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を新たに設置することができるものです。

5. 具体的な事業内容

1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を受け止め、課題の解きほぐしや整理を行うものです。

本村が実施する具体的な事業は、次のとおりです。

対象となる事業	村が実施する事業及び体制
地域包括支援センターの運営 （介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号まで） 〔第1号のイ〕	【対 象 者】 65歳以上の高齢者等 【実施方式】 直営 【所 管 課】 大湊村地域包括支援センター 【内 容】 市町村が設置主体となり、住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。
障害者相談支援事業 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3号） 〔第1号のロ〕	【対 象 者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 委託 【委 託 先】 ・社会福祉法人 山本更生会 ・社会福祉法人 南秋つくし苑 【内 容】 障がいの種別や年齢に関わらず、様々な相談に対応するとともに、相談支援事業者との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図ります。
利用者支援事業 （子ども・子育て支援法第59条第1号） 〔第1号のハ〕	【対 象 者】 子ども及びその保護者等 【実施方式】 直営 【所 管 課】 保健センター 【内 容】 保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健等のサービス等を円滑に利用できるようサポートします。
生活困窮者自立相談支援事業 （生活困窮者自立支援法第11条第1項） 福祉事務所未設置町村による相談事業 〔第1号のニ〕	【対 象 者】 現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になり得る人及びその家族等 【実施方式】 委託 【委 託 先】 村社会福祉協議会 【内 容】 生活保護の受給には至らないが、現に経済的に困窮している方に対し、相談支援員が一緒に課題を整理しながらプランを立て、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業は、既存の各制度における社会参加事業では対応できない方に対し、新たな社会資源の開発や支援メニューのマッチングを行う事業です。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
参加支援事業 （法第106条の4第2項第2号） 〔第2号〕	【対象者】 住民 【実施方式】 委託 【委託先】 村社会福祉協議会 【内容】 複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。 農福連携ファームなど地域の社会資源を活用し支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は、高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築等を行う事業です。本村が実施する具体的な事業は、次のとおりです。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業） （介護保険法第115条の4第1項第2号） 〔第3号のイ〕	【対象者】 65歳以上の高齢者等 【実施方式】 住民主体 【所管課】 大潟村地域包括支援センター 【内容】 村内においてサロンを開催。 介護予防、仲間づくり、生活の質向上、健康や心身機能の向上を目指します。
生活支援体制整備事業 （介護保険法第115条の4第2項第5号） 〔第3号のロ〕	【対象者】 65歳以上の高齢者等 【実施方式】 委託 【委託先】 村社会福祉協議会 【内容】 地域住民が主体となり、地域資源や困りごとを把握・整理し、地域課題の解決に向けて話し合いながら、支え合い活動を推進できる組織・人材の育成を推進します。

地域活動支援センター機能強化事業 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号） 〔第3号のハ〕	【対 象 者】 障がいのある人 【実施方式】 委託 【委 託 先】 NPO法人 よつば 【内 容】 障がいを抱えている方の日常生活や社会生活をサポートし、創作的活動または生産活動の機会提供と地域社会との交流の促進を図ります。
地域子育て支援拠点事業 （子ども・子育て支援法第59条第9号） 〔第3号のニ〕	【対 象 者】 子育て世帯の親子 【実施方式】 直営 【所 管 課】 教育委員会（こども園） 【支援場所】 大湊こども園内 大湊村子育て支援センター 【内 容】 育児相談や保育サービスの情報を提供するほか、小さな子どもたちが遊べる遊具などもあり、親子でいろいろな遊びを楽しむことができるよう環境を整え、子育て支援を行います。また、「いつでも親子がふれ合う場」「安心して過ごせる場」として開放します。 ・ブックスタート（1歳の誕生日を迎えるお子さんに絵本のプレゼント） ・さくらんぼクラブ（月2回程度のイベント） ・在宅子育て応援事業（大湊村子育て応援商品券の配布）
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 （生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱） 〔第3号〕	【対 象 者】 住民 【実施方式】 委託 【委 託 先】 村社会福祉協議会 【内 容】 地域の福祉ニーズを把握するための調査の実施や、地域のインフォーマルな活動を行う活動拠点に関する取り組みを行います。

4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人等に対し、支援関係機関等とのつながりづくりを行う事業です。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （法第106条の4第2項第4号） 〔第4号〕	【対象者】 既存の各制度における社会参加支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人 【実施方式】 委託 【委託先】 村社会福祉協議会 【内容】 既存の社会資源では対応できない個別ニーズに対応するため、本人の抱える課題を把握し、地域の社会資源等とのマッチングを行うほか、支援メニューの作成等を行います。

5) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化したニーズを有し、課題の解きほぐしが必要なケースに対し、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理など、全体の調整機能を担う事業です。

対象となる事業	村の実施する事業及び体制
多機関協働事業 （法第106条の4第2項第5号） 〔第5号〕	【対象者】 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えるために、自ら支援を求めることができない人 【実施方式】 委託 【委託先】 村社会福祉協議会 【内容】 潜在的なニーズを抱える人の情報把握を行い、関係性の構築を図ります。